

(仮称) 旧上瀬谷通信施設
公園整備事業

事後調査計画書
(工事中)

令和6年2月

横浜市

はじめに

旧上瀬谷通信施設は、昭和20年に米軍により接収され、平成27年6月30日に全域が返還された約242haの米軍基地の跡地です。横浜市では、令和2年3月に「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画」を公表し、土地利用について検討を進めており、まちづくりの一環として新たな公園の整備を計画しています。また、令和2年12月から令和3年1月にかけて「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(素案)」について市民意見募集を実施し、令和3年6月に「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案)」を公表しました。その後、公園区域を北側に拡大し、令和4年6月に「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」を公表しました。なお、公園予定地は、令和9年に開催される国際園芸博覧会の会場として利用される計画です。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園整備事業は、旧上瀬谷通信施設に、広域公園を整備するもので、郊外部の新たな活性化拠点として、豊かな自然をいかしたレクリエーション空間などの人が集い、交流する場の創出、国際園芸博覧会のレガシーを継承する拠点の形成、大規模災害発生時における広域的な応援活動の拠点等の形成を図る事業です。

本事業では、令和5年度に着工し、令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始を目指しており、環境影響評価手続においては、評価書に掲載した予測及び評価や環境の保全のための措置を検証するため、工事中並びに供用後の事後調査を実施することとしています。今回は、「事後調査計画書(工事中)」として工事中の実施項目の調査手法等についてまとめました。今後、事業検討を進めていく中で、横浜市から送付された審査書等の内容を踏まえつつ、環境に配慮したより良い計画を進めていきたいと考えています。

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（配慮書～事業内容等修正届出書段階）

	項目	日付	備考
計画段階配慮書手続	提出	令和2年1月9日	
	公告	令和2年1月24日	
	縦覧	令和2年1月24日 ～令和2年2月7日	縦覧期間：15日間
	環境情報を記載した書面の受付	令和2年1月24日 ～令和2年2月7日	環境情報：0通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和2年1月28日	会場：関内中央ビル
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和2年2月28日	会場：関内中央ビル
	配慮市長意見書の作成	令和2年3月10日	
	配慮市長意見書の公告	令和2年3月25日	
	配慮市長意見書の縦覧	令和2年3月25日 ～令和2年4月8日	縦覧期間：15日間
	事業廃止等届出書の提出	令和3年3月26日	
	事業廃止等届出書の公告	令和3年4月15日	
環境影響評価方法書手続	提出	令和3年6月14日	
	公告	令和3年6月25日	
	縦覧	令和3年6月25日 ～令和3年8月10日	縦覧期間：47日間
	意見書の受付	令和3年6月25日 ～令和3年8月10日	意見書：4通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和3年6月28日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催（1回目）	令和3年7月16日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（2回目）	令和3年7月17日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（3回目）	令和3年7月19日	会場：旭公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和3年7月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和3年8月31日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和3年9月30日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和3年10月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和3年11月11日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和3年12月9日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和3年12月21日	会場：横浜市庁舎
	方法市長意見書の作成	令和3年12月24日	
方法市長意見書の公告	令和4年1月14日		
方法市長意見書の縦覧	令和4年1月14日 ～令和4年2月14日	縦覧期間：32日間	
届出書内容等修正	提出	令和4年7月19日	
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和4年7月28日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和4年9月1日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和4年9月29日	会場：横浜市庁舎
	事業内容等修正届出書に係る環境影響評価の通知	令和4年10月12日	

本書提出までの環境影響評価手続経緯一覧（準備書段階～評価書段階）

	項目	日付	備考
環境影響評価準備書手続	提出	令和5年3月14日	
	公告	令和5年3月24日	
	縦覧	令和5年3月24日 ～令和5年5月8日	縦覧期間：46日間
	意見書の受付	令和5年3月24日 ～令和5年5月8日	意見書：21通
	横浜市環境影響評価審査会（1回目）	令和5年3月27日	会場：横浜市庁舎
	説明会の開催（1回目）	令和5年4月14日	会場：旭公会堂
	説明会の開催（2回目）	令和5年4月15日	会場：旭公会堂
	説明会の開催（3回目）	令和5年4月21日	会場：瀬谷公会堂
	説明会の開催（4回目）	令和5年4月22日	会場：瀬谷公会堂
	横浜市環境影響評価審査会（2回目）	令和5年4月27日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（3回目）	令和5年5月25日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の提出	令和5年6月5日	
	横浜市環境影響評価審査会（4回目）	令和5年6月12日	会場：横浜市庁舎
	準備書意見見解書の公告	令和5年6月15日	
	準備書意見見解書の縦覧	令和5年6月15日 ～令和5年6月29日	縦覧期間：15日間
	意見陳述の申出	令和5年6月15日 ～令和5年6月29日	1通
	横浜市環境影響評価審査会（5回目）	令和5年6月22日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（6回目）	令和5年7月10日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（7回目）	令和5年7月31日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（8回目）	令和5年8月8日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（9回目）	令和5年9月11日	会場：横浜市庁舎
	横浜市環境影響評価審査会（10回目）	令和5年9月25日	会場：横浜市庁舎
	審査書の送付	令和5年10月4日	
審査書の公告	令和5年10月13日		
審査書の縦覧	令和5年10月13日 ～令和5年11月13日	縦覧期間：32日間	
環境影響評価書手続	提出	令和5年11月1日	
	公告	令和5年11月15日	
	縦覧	令和5年11月15日 ～令和5年12月14日	縦覧期間：30日間
※	工事着手届出書の提出	令和5年11月15日	

※事後調査手続

- 目 次 -

第1章 対象事業の計画内容.....	1-1
1.1 事業計画の概要.....	1-1
1.2 対象事業の概要.....	1-4
1.2.1 テーマ	1-4
1.2.2 整備方針	1-4
1.2.3 公園の地区構成と主な施設	1-6
1.3 施工計画.....	1-10
1.3.1 工事概要等	1-10
1.3.2 工事工程表	1-11
1.3.3 工事用車両の走行ルート	1-11
1.3.4 工事排水計画	1-12
1.3.5 工事時間帯	1-12
1.4 工事中に配慮する事項.....	1-16
1.5 対象事業の実施経過.....	1-20
第2章 事後調査の実施に関する事項.....	2-1
2.1 事後調査の考え方.....	2-1
2.2 評価書で記載した事後調査の項目.....	2-1
2.3 評価書で記載した事後調査の手法.....	2-3
2.4 評価書で記載した事後調査の実施内容に関する事項に検討を加えたもの..	2-7
2.5 事後調査の実施時期及び事後調査結果報告書を提出する時期.....	2-7
2.6 事後調査結果報告書の内容.....	2-7
2.7 事後調査の受託者.....	2-8

本書に掲載した地図の下図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 又は電子地形図（タイトル）を加工して作成したものである。

第 1 章 対象事業の計画内容

第1章 対象事業の計画内容

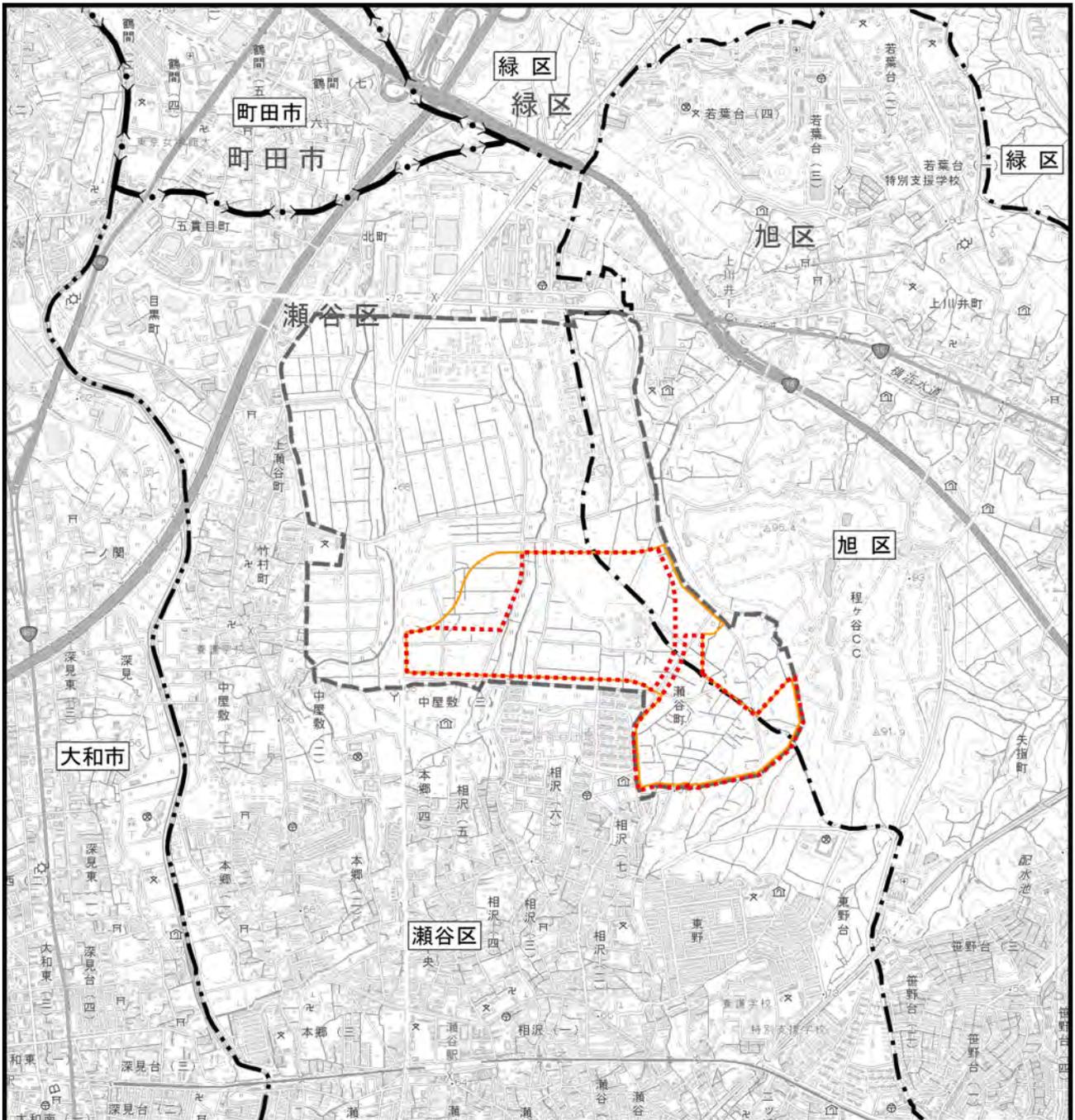
1.1 事業計画の概要

対象事業の名称等は、表 1.1 に示すとおりです。

また、本事業の対象事業実施区域は、図 1.1 に示すとおりです。

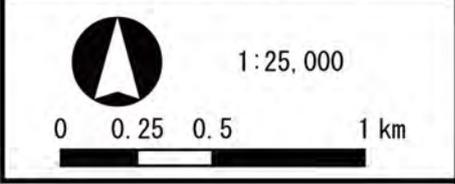
表 1.1 事業計画の概要

事業者の氏名及び住所	名称 横浜市 代表者の氏名 横浜市長 山中 竹春 主たる事務所の所在地 横浜市中区本町6丁目50番地の10
対象事業の名称	(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園整備事業
対象事業の種類、規模	運動施設、レクリエーション施設等の建設：都市公園の新設 (第1分類事業) 敷地面積：約64.5ha 形質変更区域面積：約64.5ha
対象事業実施区域	横浜市瀬谷区瀬谷町、旭区上川井町



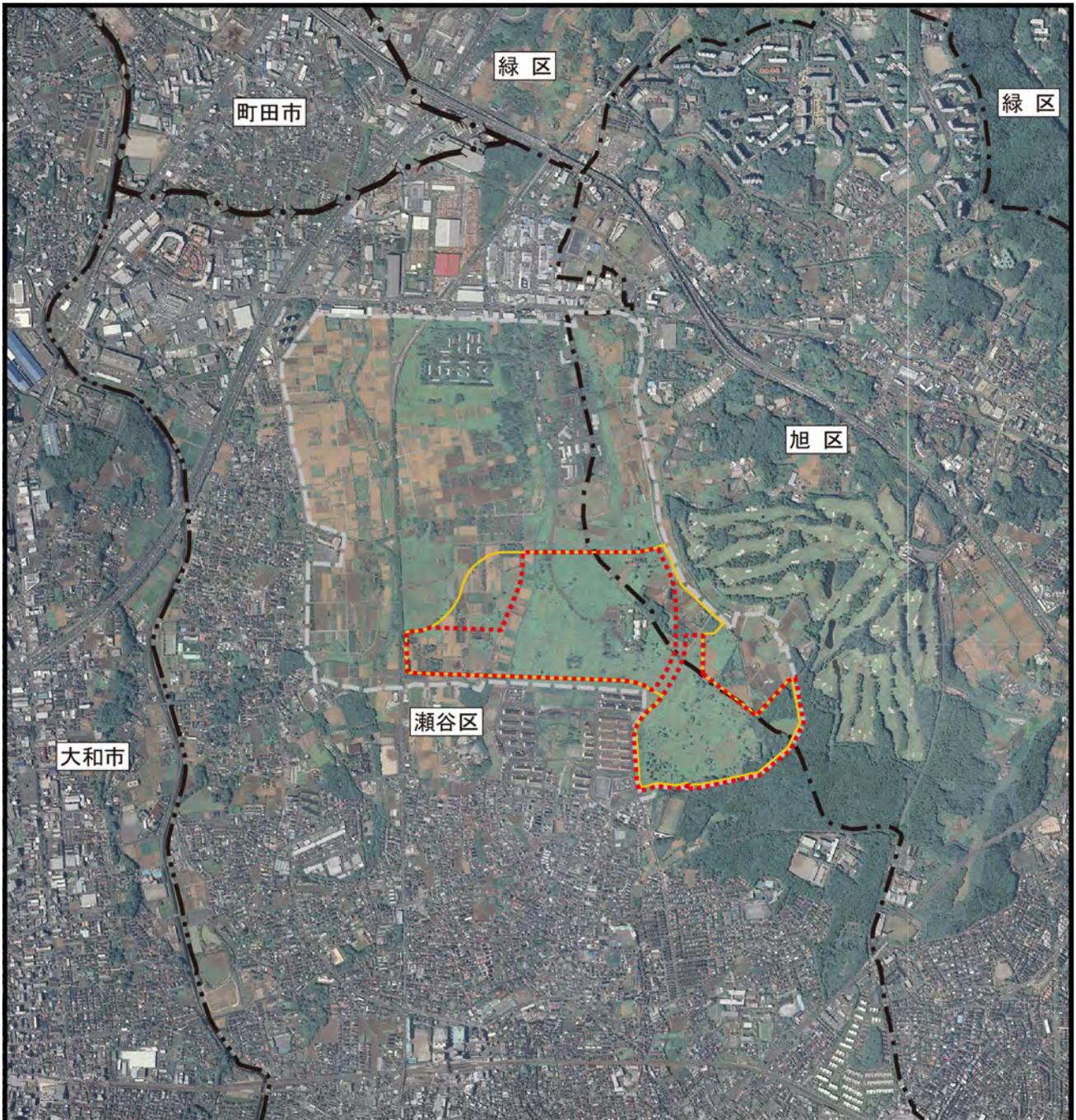
凡例

- 対象事業実施区域（形質変更区域）
- 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域^{注1}
- 国際園芸博覧会（会場区域）
- 都県界 - - - 市界 - · - · - 区界



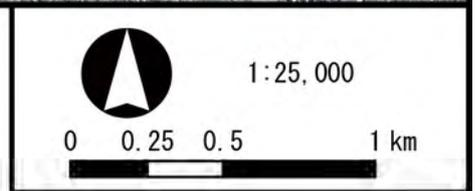
注1：「旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業実施区域」は以下、「土地区画整理事業実施区域」とします。

図 1.1(1) 対象事業実施区域位置図



凡 例

-  対象事業実施区域
-  土地区画整理事業実施区域
-  国際園芸博覧会（会場区域）
-  都県界
-  市界
-  区界



資料：横浜市環境創造局データにより作成

図 1.1(2) 対象事業実施区域位置図

1.2 対象事業の概要

1.2.1 テーマ

本事業では、花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷で、「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルを実践・発信します。

なお、本項における記載内容は、令和4年6月に公表した「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」を元に作成したものです。

テーマ：『「みどり」で広がる暮らしの風景』

1.2.2 整備方針

「つくる」「つかう たのしむ」「たかめる」の3つの視点から取組を進めていきます。

■「つくる」：花と緑、農、水の風景が広がる上瀬谷の環境基盤の創出

(1) 上瀬谷の「緑」と「水」を基調とした公園

上瀬谷の原風景である農景観や、米軍施設の跡地という独自の歴史性により残された自然をいかした緑豊かな公園とします。

(2) グリーンインフラの展開と緑の多面的機能の発信

グリーンインフラの導入によって自然が持つ多様な機能を発信し、気候変動に適応した新たなモデルとなる公園とします。

(3) 防災・減災に資する公園

できる限りまとまったオープンスペースを確保することで、災害時には「広域応援活動拠点※」や、地域の避難場所として防災機能を発揮するとともに、グリーンインフラの効果による防災・減災機能も発揮できる公園とします。

※広域応援活動拠点：防衛省、緊急消防援助隊、広域緊急援助隊(警察)の応援部隊が被災地で円滑に救助・救出活動を行うための活動拠点

■「つかう たのしむ」：「みどり」とともにある持続可能で多様なライフスタイルの展開

(4) 「農」と持続可能なライフスタイルの融合

農体験ができる場の創出など、上瀬谷の農と持続可能なライフスタイルが融合し実践する公園とします。

(5) 多様な主体が参画し、様々な楽しみ方を引き出せる公園

市民や企業、周辺まちづくりなどと連携し、地域の祭りや広域的なイベント、スポーツやレクリエーション、公園の維持管理など、様々な場面で多様な主体が参加・運営することができる公園とします。

(6) 四季を通じて楽しみながら自然と触れ合う心地よさや喜びを感じられる公園

豊かな自然環境の中で、自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、自然体験や環境学習などが行える公園とします。

■「たかめる」：多様な主体と連携し緑の機能を高める取組・パークマネジメントを展開

(7) 国際園芸博覧会のレガシーの継承・発信拠点

園芸博の跡地にできる記念公園として、花き園芸・農に関する取組、SDGsの実現やSociety5.0、カーボンニュートラルの推進等の園芸博の理念や取組などを継承していく公園とします。

(8) 公民連携による質の高いサービスの提供

民間活力の導入により、公園の利便性の向上と賑わいを創出する機能を配置します。

1.2.3 公園の地区構成と主な施設

(1) 地区構成

対象事業実施区域の地区構成については、図 1.2 に示すとおり、現在の地形などをいかにしながら、大きく 4 つの地区を設定しました。

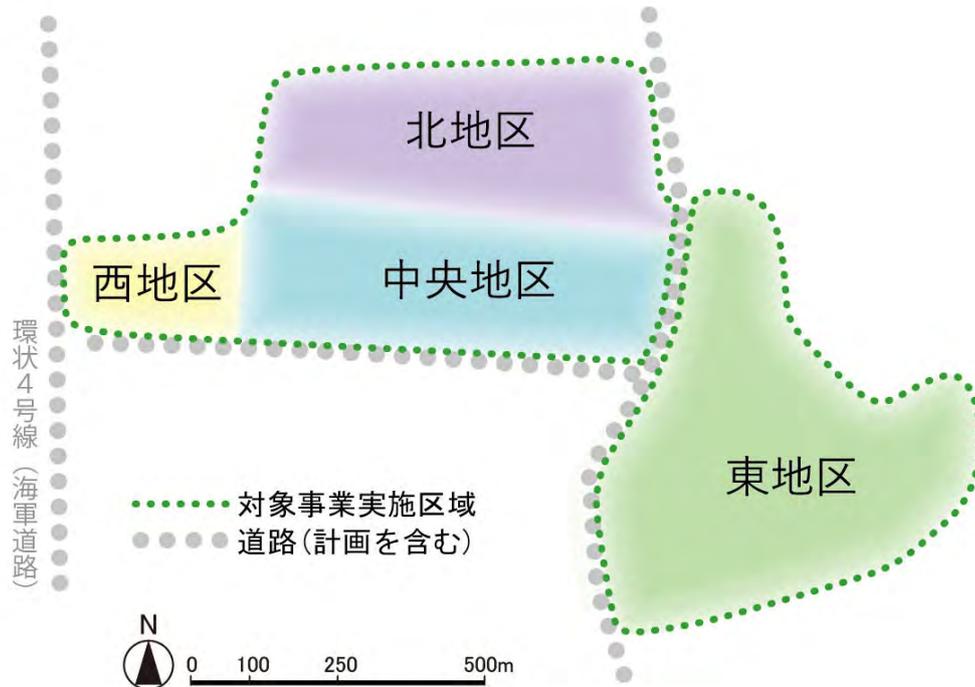


図 1.2 地区構成

a. 西地区

スポーツを中心としたレクリエーション活動の場となる地区

b. 中央地区

広大な草地広場をいかしたイベントやレクリエーション活動、憩いの場となるとともに、植物や環境などに関する学びを発信する地区

c. 北地区

公民連携を積極的に推進し、グランピングやキャンプ、アスレチック体験などのアウトドア体験施設、そして、地産地消を活用した飲食・物販施設などの導入を想定し、自然と共生しながら、賑わいを創出する地区

d. 東地区

自然体験や農体験などを通して、自然と暮らしが調和する持続可能なライフスタイルの発信や自然とともにある心地よさや喜びを感じながら、森林浴や地域の自然をいかした自然観察や環境学習などを行う地区

(2) 施設配置計画

① 各地区の施設配置・規模

「(仮称) 旧上瀬谷通信施設公園基本計画(案)」をもとに表 1.2 及び図 1.3 に示す施設を各地区に配置する計画としました。また、公園内の主な計画建築物の規模は表 1.3 に示すとおりです。

公園内の建築物は周辺地域の日照や景観などに配慮した計画とし、詳細な施設配置については、今後の土地区画整理事業や国際園芸博覧会の検討を踏まえ、設計等を進めながらより具体化していきます。なお、公民連携を積極的に推進する北地区においては、サウンディング調査を経て、事業提案の公募を行い、具体的な施設の決定を行う予定です。

表 1.2 主な施設の特徴

地区	施設	内容
西	運動広場	サッカー、少年サッカーなどの有料利用を想定した広場。ナイター利用も想定。
	野球場	硬式野球、少年硬式野球、軟式野球、少年軟式野球、ソフトボールなどの有料利用を想定。ナイター利用も想定。
	多目的広場	地域のスポーツレクリエーションの場として、少年軟式野球、ソフトボールなどの利用を想定。
	スポーツ施設管理棟	更衣室、シャワー、ロッカー、休憩施設などを備えた管理棟。
中央	桜並木	公園のシンボルとなる主園路沿いに配置するソメイヨシノの並木。
	サクラ広場 (草地広場)	周囲に桜のある広大な草地広場。地域の祭りやイベントにも活用。災害時には自衛隊などの活動拠点やヘリコプターの発着も可能。
	大花壇	谷戸の地形をいかし、市内産の花苗などを活用した大花壇。
	遊具広場	大型複合遊具や健康器具、身体能力に関係なく、様々な利用者が安心して楽しめる遊具などを設置。
	ドッグラン	犬の大きさに応じた複数の区画や、休憩施設、水飲みなどを設置。
	パークセンター1 (植物・環境体験 学習等)	「みどり」とともにある持続可能なライフスタイルをテーマとした様々な展示や情報発信、体験学習等が可能な施設。休憩や飲食の場としても活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討 ^{注1} 。
北	アウトドア体験施設 飲食・物販施設	自然と共生しながら賑わいを創出する区域として樹林などの新たな緑の創出をしながらアウトドア体験施設や飲食・物販施設などを想定し、公民連携による整備を積極的に実施。
	体験農園	農体験や収穫体験ができる農園。農体験などを通じた交流や農のコミュニティ形成の場としても活用。
東	森の散策路	和泉川の源流や周辺の自然を保全・活用し、隣接する市民の森などと連続した自然の魅力を体感できる散策路。環境教育などのフィールドとしての活用や森の維持管理への参加などを通じた森と緑のコミュニティ形成の場としても活用。
	日本庭園	和泉川の源頭部を保全するとともに、日本の伝統を踏まえた自然との共生を体現する庭園。日本の伝統文化・技術の発信の場。
	パークセンター2 (環境活動拠点等)	花や農、福祉、健康、教育などをキーワードに多様な環境活動の支援・展開を行う施設。休憩や飲食の場としても活用。既存部材を活用して再現した日本建築も整備し、伝統文化を継承する場として活用。国際園芸博覧会のレガシー継承施設としても検討 ^{注1} 。
園内 で展開	ガーデン・庭園	国際園芸博覧会に向けてテーマが異なる複数のガーデンや庭園を整備。市民と共につくる球根ミックス花壇など、花と緑を通じた交流やコミュニティ形成の場としても活用。
	ジョギングコース	幅の広い園路を活用し、ジョギングコースを設定。

注1：パークセンター1、2は、本事業で整備し、国際園芸博覧会の準備及び開催期間中は、国際園芸博覧会施設として供用を予定しています。



図 1.3 各地区の施設配置計画

表 1.3 主な計画建築物の規模

地区	施設用途	延べ床面積 (㎡)	階数	高さ
西	スポーツ施設管理棟	約 1,000	平屋建て程度	対象事業実施区域は市街化調整区域のため建築物の高さは市街化調整区域内の高さ制限（原則10m、道路に接する区域は20m）を目安に、周辺地域の日照や景観などに配慮し計画します。
中央	パークセンター 1	約 4,500	平屋建て程度	
北	飲食・物販施設 1	約 3,500	2階建て程度	
	飲食・物販施設 2	約 1,500	2階建て程度	
	管理施設 1	約 2,000	2階建て程度	
	管理施設 2	約 700	2階建て程度	
東	パークセンター 2	約 1,500	平屋建て程度	
	日本建築	約 250	平屋建て程度	

注 1：「スポーツ施設管理棟」は二次整備工事で整備します。その他の施設は、一次整備工事での整備を予定します。

1.3 施工計画

1.3.1 工事概要等

本事業は、対象事業実施区域内の土地区画整理事業による既設建築物、既設工作物の撤去工事や土壌汚染対策工事、造成工事等が完了した箇所から順次整備工事を開始します。なお、対象事業実施区域においては、土地区画整理事業によって造成が行われるため、本事業では必要に応じて不陸の整正や整地作業など実施して施設整備を行う計画です。対象事業実施区域内は、全て土地区画整理事業の造成工事により改変される可能性があります。本事業と調整を図りながら、土地区画整理事業において可能な限り現況の地形や樹林地の保全を行う計画です。

本事業では、国際園芸博覧会の開催を整備プロセスに含むため、国際園芸博覧会開催前に整備を行う一次整備工事（令和5年度～8年度を想定）と国際園芸博覧会開催後に整備を行う二次整備工事（令和9年度～25年度を想定）に分けて行います。

一次整備工事で行う整備については、国際園芸博覧会で利用し、その後、公園施設として残存する主要な園路、インフラ設備（上下水道、電気）等の基盤整備及び植栽地等の施設が対象となるため、公園設計においては、これら園路やインフラなどの主要施設について、国際園芸博覧会と可能な限り合致させるよう検討を行います。二次整備工事については、国際園芸博覧会後、公園の必要施設（駐車場やスポーツ施設等）の整備が対象となります。段階的に整備しながら順次一部供用し、令和25年度頃に全面供用開始の予定です。

本事業の実施にあたっては、工事従事者への講習・指導（工事区域外への不必要な立ち入りを制限する）、外来種の拡大抑制（タイヤ洗浄、郷土種による施工ヤードの速やかな緑化、作業員への教育）等の配慮を実施するとともに、同時期に工事が行われる関連事業の事業者と工事実施時期や工法等について調整することで、可能な限り工事による環境負荷の低減を図ります。

工事の概要は表 1.4 に示すとおりです。

表 1.4 工事概要

工種	主な工事内容	主な建設機械
【一次整備工事】		
基盤整備工	敷地整地など	ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックなど
植栽工	植栽基盤、植栽など	バックホウ、小型バックホウ、ダンプトラックなど
設備工	給水設備、雨水排水設備、 汚水排水設備、電気設備など	バックホウ、ダンプトラックなど
園路広場整備工	園路広場整備など	モータグレーダー、マカダムローラー、アスファルトフィニッシャなど
施設整備工	修景施設整備、休養施設整備、 管理施設整備など	バックホウ、振動ローラ、トラッククレーンなど
建築工事	山留め、土工事、杭工事、 屋根・外装、内装・設備など	トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、杭打機など
【二次整備工事】		
基盤整備工	敷地整地など	ブルドーザー、バックホウ、ダンプトラックなど
植栽工	植栽基盤、植栽など	小型バックホウなど
設備工	給水設備、雨水排水設備、 汚水排水設備、電気設備など	バックホウ、ダンプトラックなど
園路広場整備工	園路広場整備など	モータグレーダー、マカダムローラー、アスファルトフィニッシャなど
施設整備工	休養施設、サイン施設、 グラウンド整備など	バックホウ、振動ローラ、モータグレーダーなど
建築工事	山留め、土工事、杭工事、 屋根・外装、内装・設備など	トラッククレーン、ラフテレーンクレーン、杭打機など

1.3.2 工事工程表

本事業は、令和5年11月に着手届提出後、準備工を行い、基盤整備を令和5年12月に着手しました。土地区画整理事業と工事を効率的に行うよう調整するほか、可能な限り既存樹を原位置保存するなど、現況を維持するエリアをより確保することで、評価書でおおむね40ヶ月を見込んでいた一次整備工事について、38ヶ月で進める予定です。令和9年に開催する国際園芸博覧会時には整備を一時中断して、閉会后、整備を再開します。その後、段階的に整備していきます、工事期間は令和25年度までを予定しています。

工事工程は、表1.5に示すとおりです。

1.3.3 工事車両の走行ルート

本事業の工事に伴い、資機材の運搬、発生土等の搬出を行う車両等（以下、「工事用車両」とします。）が対象事業実施区域周辺を走行します。

工事用車両の走行ルートは、図1.4に示すとおり、一次整備工事及び二次整備工事は、環状4号線、市道五貫目第33号線を主な走行ルートとし、二次整備工事時は、土地区画整理事業が新設する都市計画道路3・3・53上川井瀬谷1号線（評価書では「区画1号線」）及び都市計画道路3・3・54上川井瀬谷2号線（評価書では「区画2号線」）を追加する計画としています。

なお、一次整備工事の工事区域への出入りは、着工時は、環状4号線からのルート（土地区画整理事業が設置した出入口）を使用し、土地区画整理事業で設置する土地区画整理事業実施区域内の仮設道路を使用するルート（出入口）が使用可能となれば、そちらに工事車両を分散する計画です。加えて、環状4号線に面している所及び市道五貫目第33号線に面している所に

において土地区画整理事業が設置する工事用車両出入口を新たに2箇所使用する計画です。

二次整備工事の工事区域への出入りは、環状4号線からのルート（入口）と土地区画整理事業で整備される都市計画道路 3・3・53 上川井瀬谷1号線及び都市計画道路 3・3・54 上川井瀬谷2号線を使用するルート（出入口）を活用する計画です。

1.3.4 工事排水計画

工事により発生する工事排水は、一次整備工事における排水管の敷設・接続工事が完了するまでは、仮設排水路を設置して仮設調整池へ集水し一定時間滞留させ、土粒子を十分に沈降させた後、上澄み水を公共用水域に放流する計画です。排水管の敷設・接続工事が完了後は、順次、排水管により工事排水を公共下水道に排出します。二次整備工事開始時は、全ての区域で排水管の敷設・接続工事が完了しているため、全ての工事排水を公共下水道に排出します。なお、工事排水を公共用水域に直接排水することはありません。

1.3.5 工事時間帯

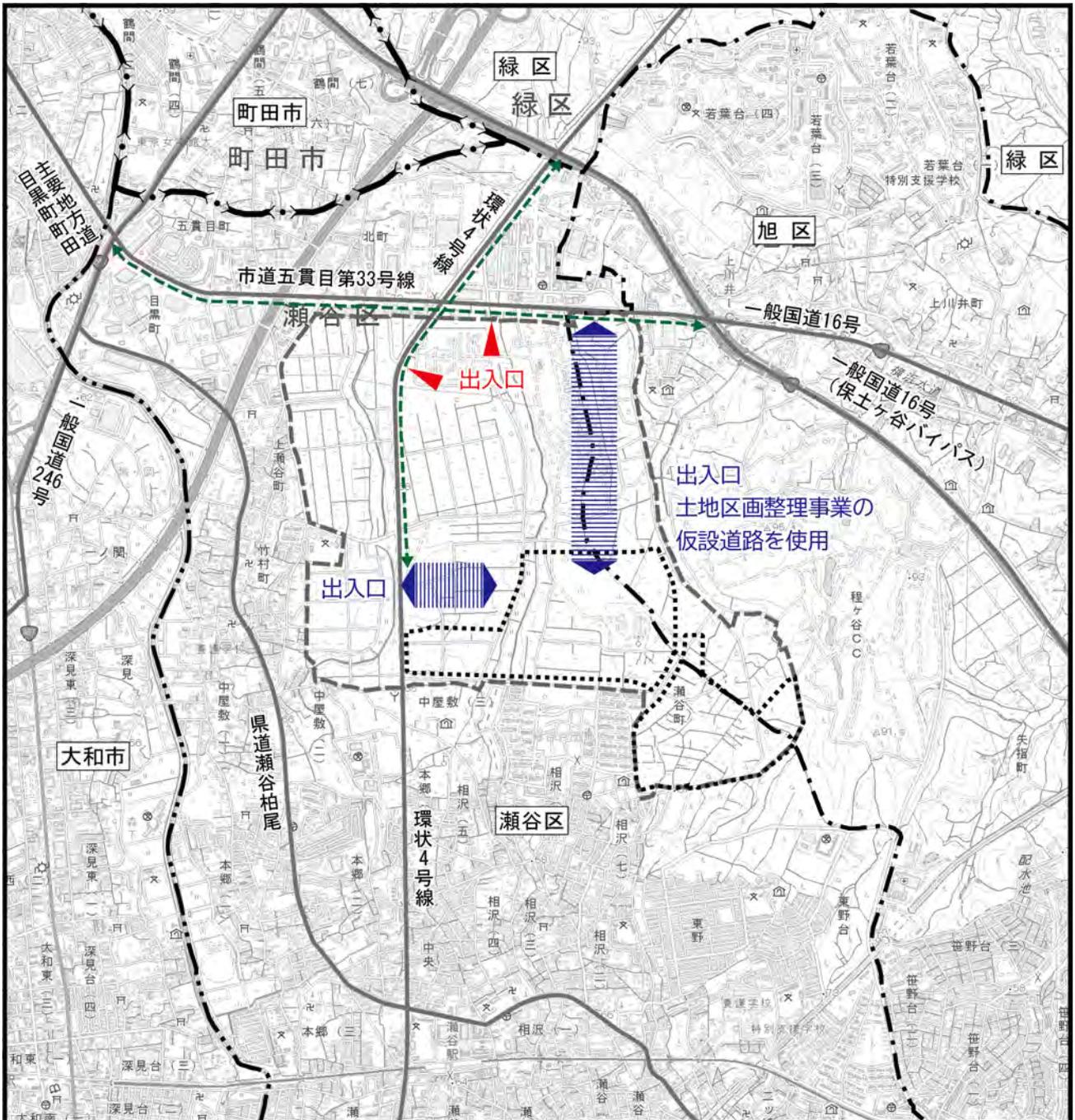
工事時間は、原則、午前8時から午後5時までを予定しています。また、日曜日の作業は原則として行わない予定です。ただし、対象事業実施区域内においては、夜間に建設機械を稼働させる場合には、可能な限り夜間作業が少なくなるような施工計画を検討し、地域住民に事前に周知を行います。

表 1.5 工事工程表

工事開始後累計年		工区																										
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目					
整備スケジュール	一次整備工事	西地区	■			令和9年 3~9月 国際園芸博覧会開催																						
		中央地区	■																									
		東地区	■																									
		北地区	■																									
	二次整備工事	西地区					■ 地区全面供用開始予定																					
		中央地区					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■ 地区全面供用開始予定											
		東地区					■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■ 地区全面供用開始予定					■	■	■	■	
		北地区					■ 地区全面供用開始予定																					

注1：中央地区、東地区において、国際園芸博覧会終了後の状況により、利用可能エリアがある場合は、安全を確保した上で、範囲を限定して供用する可能性があります。
 なお、その場合、必要な安全対策の工事等を行う場合も想定されますが、全体の工事量を考慮し、実施します。

工事開始後累計年		工種																								
		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目	11年目	12年目	13年目	14年目	15年目	16年目	17年目	18年目	19年目	20年目	21年目	22年目			
施工計画	一次整備工事	基盤整備	■		令和9年 3~9月 国際園芸博覧会開催																					
		植栽工	■	■		■	■																			
		設備工	■																							
		園路広場整備工		■																						
		施設整備工		■																						
		建築		■																						
	二次整備工事	基盤整備					■						■					■								
		植栽工					■					■			■			■			■			■		
		設備工						■																		
		園路広場整備工						■							■								■			
		施設整備工					■											■								
		建築					■			■			■	■										■		



凡例

-  対象事業実施区域
  都県界
  市界
  区界
-  土地区画整理事業実施区域
-  工事用車両の走行ルート
-  工事用車両の専用出入口
-  評価書以降新たに利用することとなった工事用車両（通勤用車両を含む。）の出入口

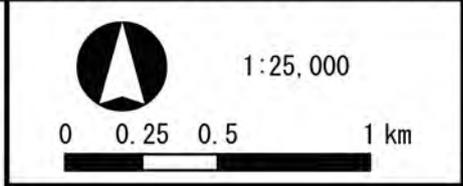


図 1.4 (1) 工事用車両の走行ルート（一次整備工事）

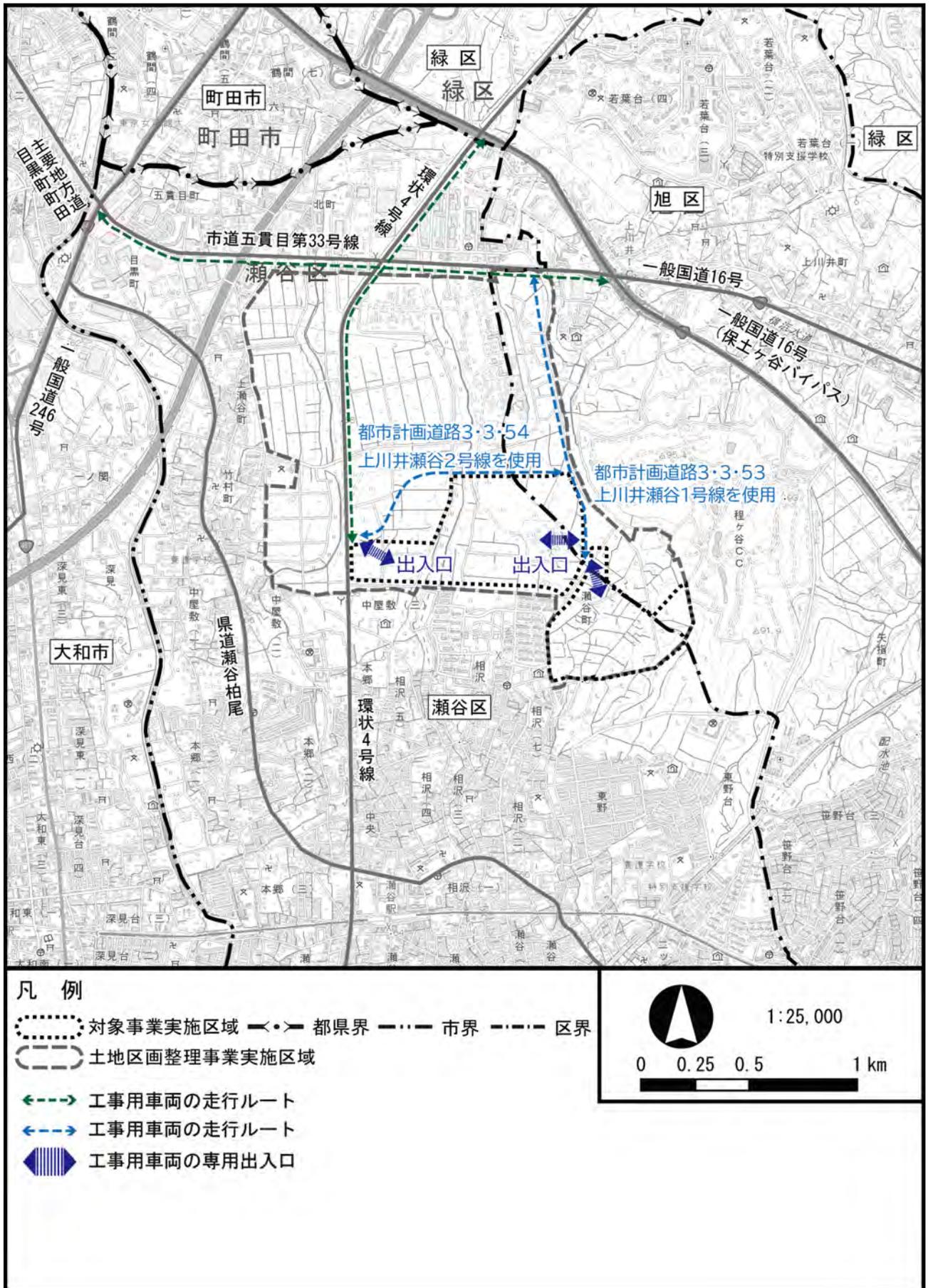


図 1.4 (2) 工事用車両の走行ルート (二次整備工事)

1.4 工事中に配慮する事項

評価書において、工事中に実施することとした環境の保全のための措置は、表 1.6 に示すとおりです。

表 1.6(1) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
温室効果ガス	建設機械の稼働 工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> 建設機械や工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。 工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械や工事用車両のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 建設機械の使用に際しては、可能な範囲で省エネモードでの作業に努めます。 建設機械や工事用車両は、エネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）を使用します。
生物多様性 (動物)	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> 夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を可能な限り早期緑化し、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。
生物多様性 (植物)	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> 夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 工事の実施に伴う夜間照明の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。
生物多様性 (生態系)	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> 夜間作業は原則行わない、作業員の出入りや重機の稼働時間を規定する等により作業時間を順守します。 土地区画整理事業によって動植物の生息・生育環境が整備・創出される範囲に対し、土地区画整理事業の事業者と調整し、本事業の工事が影響を与えないような工事実施時期や工法とします。 工事の実施に伴う夜間照明、騒音、振動の影響を低減するため、工事敷地境界には仮囲いを設置します。 可能な限り最新の低騒音・低振動型建設機械を使用します。 草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を可能な限り早期緑化し、草地や樹林地の確保及び採餌や餌動物を中心とした野生生物の生息に適した多様な環境の創出に努めます。

表 1.6(2) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
水循環 (湧水の流量)	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・土地区画整理事業により保全される地形や樹林地等をいかし、既存樹の移植、郷土種を中心とした多様な植物の植栽や、表土の保全・活用に努めます。 ・草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。 ・和泉川源流部周辺において湧水の流量を監視し、必要に応じて速やかな対策を実施します。
廃棄物・建設発生土 (産業廃棄物・建設発生土)	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・建設資材等の搬入にあたっては、過剰な梱包を控え、産業廃棄物の発生抑制を図ります。 ・工事現場内に産業廃棄物保管場所を設置して、飛散防止や分別保管に配慮することで、再利用・再資源化に寄与します。 ・工事関係者に対して、廃棄物の減量化及び分別の徹底を啓発します。 ・特定建設資材廃棄物については「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、工事現場内で分別を行い、極力再資源化に努めます。 ・「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、許可を有する産業廃棄物処理業者に委託し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付の上、運搬・処分先を明確にして、適正に処理します。 ・産業廃棄物の搬出運搬時には、荷崩れや飛散等が生じないように荷台サイドカバーを使用する等適切な対策を講じます。 ・施工計画に基づき、本事業による建設発生土の搬出が発生する場合は、可能な限り場内利用もしくは他の工事現場等での有効利用を行います。 ・建設発生土を搬出する際は、適正な積み込み量とする、荷台サイドカバーを活用する等、飛散防止のための措置を講じます。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づき容器・包装プラ等を確実に分別しリサイクルを行えるようにします。
大気質	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかしや高負荷運転をしないための指導・教育を徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・工事現場内では、必要に応じて散水、掃除等、粉じんの飛散防止のための措置を行います。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・極力新しい排出ガス規制適合型の車両を使用します。 ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。

表 1.6(3) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
水質・底質 (公共用水域 の水質)	建設行為等	<ul style="list-style-type: none"> ・造成裸地のうち本事業で草地や樹林地の整備を計画している範囲では、裸地を早期緑化して雨水の地中浸透量を確保します。 ・必要に応じて上澄み水に凝集剤を添加することで浮遊物質量の低減を図ります。 ・工事排水の処理を適切に実施できるよう、仮設調整池の点検を徹底します。 ・工事排水の水質を定期的に測定し、適切な処理が行われているかを確認することで、工事排水の水質管理を徹底します。 ・アルカリ排水は、作業現場に個別の集水桝を設ける等の措置を講じ、直接河川への流入を防止するほか、仮設調整池に排水が流入する場合は、仮設調整池において無機酸系の中和剤を優先的に用いて市条例の工事排水の水質に係る規制基準以下に処理した上で、公共用水域に排出します。
騒音	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の低騒音型建設機械を使用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。
振動	建設機械の稼働	<ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り最新の低振動型建設機械や低振動の工法を採用します。 ・施工計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を回避します。 ・工事関係者に対して、入場前教育や作業前ミーティングにおいて建設機械のアイドリングストップの徹底を周知し、無用な空ぶかし、過積載や急加速等の高負荷運転をしないための指導・教育も徹底します。 ・建設機械の整備・点検を徹底して性能を維持します。
	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両が特定の日、または時間帯に集中しないよう、計画的な運行管理に努めます。 ・工事関係者に対して、工事用車両のアイドリングストップの徹底、無用な空ぶかし、過積載や急発進・急加速等の高負荷運転をしない等のエコドライブに関する指導・教育を徹底します。 ・工事用車両の整備・点検を徹底して性能を維持します。

表 1.6(4) 評価書において工事中に実施することとした環境の保全のための措置

環境影響 評価項目	環境影響要因	環境の保全のための措置
地域社会 (交通混雑)	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・土曜日や祝日の工事にあたっては、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数を調整します。 ・対象事業実施区域内に工事用車両の待機スペースを確保し、路上駐車及び工事用車両出入口での滞留を防止します。 ・工事用車両の滞留スペースを確保した工事用仮設経路を設けるとともに、仮設経路出入口に誘導員を配置し、対象事業実施区域周辺の混雑緩和を図ります。 ・工事用車両ルートの変更の分散化を検討します。 ・適切な荷載を行う運行計画を配慮し、工事用車両台数の削減を図ります。 ・工事関係者の公共交通機関を利用した通勤や複数人での乗り合い通勤を実施します。
地域社会(歩行者の安全)	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置し、歩行者、自転車や一般通行車両の安全を確保します。 ・児童の通学時間帯における搬出入を極力抑えた運行計画を策定します。 ・工事用車両の走行経路は、極力住宅地を避けた経路を設定します。 ・公園の一部供用開始後において、公園内に工事用車両と公園利用者の分離を図る車両動線の確保、必要に応じた誘導員の配置、一般車両との交錯を避けた工事用車両の出入口の計画等を行い、安全に配慮します。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育について施工業者を通じ十分行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工区設定の際には、供用部分の利用者の安全や快適な利用環境の確保ができるよう、施工計画において配慮します。また、工事中は工事用車両と利用者の分離を図り、安全を確保するとともに、騒音・振動対策等も講じます。その上で利用者への適切な情報提供に努めます。
触れ合い活動の場	工事用車両の走行	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の内容、作業期間、アクセス経路等について、可能な限り早期に周知を行います。 ・工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置し、一般通行者・一般通行車両の安全管理や通行の円滑化に努めます。 ・工事用車両の運転者に対する交通安全教育を十分に行い、規制速度、走行ルートの厳守を徹底します。 ・工事区域境界には仮囲いを設置します。

1.5 対象事業の実施経過

本事業は、令和5年11月1日に横浜市環境影響評価条例に基づく評価書を提出し、11月15日に公告され、令和5年12月14日の縦覧終了をもって評価書までの手続が終了しました。

旧上瀬谷通信施設に関する主な経過は、表 1.7 に示すとおりです。今後、土壤汚染対策法第4条第1項【一定の規模以上の土地の形質の変更届出】、建築基準法第6条第1項【建築物の確認】等の法令手続を行い、事業を進める予定です。

表 1.7 旧上瀬谷通信施設の主な経過

昭和 26 年 3 月 15 日	米軍が旧日本海軍の倉庫施設を接收（昭和 20 年 8 月）し、その後一旦解除（昭和 22 年 10 月 16 日）され、農林省が開拓財産として土地を地元農民に売渡手続を進めていたところを再接収
昭和 35 年 3 月	日米合同委員会において、周辺地域 945ha に電波障害防止地域を設定することが合意
昭和 37 年 1 月	日米合同委員会において、電波障害防止地域及び制限基準について合意
昭和 44 年 2 月	日米合同委員会において、ウド栽培のため、一部土地の共同使用が合意
昭和 48 年 3 月	日米合同委員会において、水道管理設のため一部土地の共同使用について合意
昭和 48 年 11 月	施設内海軍道路の使用については、日米合同委員会で共同使用が承認されるまでの間、現地司令官の暫定的措置として一般に開放することが 5 者間（米軍・県・県警・市・横浜防衛施設局）協議の結果、合意
昭和 51 年 9 月	広域避難場所に指定
昭和 52 年 3 月	施設内の国有農地が同地の 167 人の耕作者に売却（売渡面積約 107ha）。引き続き昭和 52 年 11 月には 4 人に約 0.5ha、昭和 59 年 3 月には 10 人に約 1.9ha が売却
昭和 52 年 4 月	施設内海軍道路用地（40,599 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 52 年 9 月	日米合同委員会において、相沢川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 53 年 4 月	施設内農道用地（181,501 m ² ）が横浜市に譲与
昭和 54 年 12 月	日米合同委員会において、農地整備のための施設の共同使用（第一次）が合意 日米合同委員会において海軍道路の共同使用が合意
昭和 55 年 8 月	日米合同委員会において水道管理設のための共同使用が合意
昭和 57 年 2 月	相沢川の河川改修工事が完成
昭和 57 年 3 月	海軍道路の拡幅整備工事（施設内部分、2 車線）が完成
昭和 57 年 9 月	日米合同委員会において、大門川の河川改修工事に伴う維持管理のため、通信施設の一部土地の共同使用が合意
昭和 59 年 3 月	第一次農地整備工事が完了（昭和 55 年 2 月 9 日着工）
昭和 63 年 7 月	大門川河川改修工事の完成に伴い、維持管理用地（6,273.26 m ² ）が横浜市へ譲与
平成 4 年 3 月	「農耕に関する了解覚書」が上瀬谷農業専用地区協議会、上川井農業専用地区協議会、在日米海軍並びに横浜防衛施設局の 4 者の間で締結
平成 7 年 4 月	施設周辺に設定されていた電波障害防止地域が廃止
平成 15 年 10 月	同施設に所在していた司令部が青森県三沢飛行場に移転

平成 16 年 10 月 18 日	日米合同委員会において、返還の方針が合意
平成 16 年 10 月	市経営責任職による「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト ^{注1} 」が設置
平成 17 年 6 月	学識経験者等を委員とする「横浜市返還跡地利用構想検討委員会 ^{注2} 」が設立
平成 17 年 12 月	「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」から「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」をいただく。
平成 18 年 1～3 月	「返還施設の跡地利用に関する提言 ^{注3} 」に対して、意見募集を実施
平成 18 年 6 月	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」が策定
平成 19 年 3 月	「米軍施設返還跡地利用指針 ^{注4} 」の具体化に向けた取組方針を「横浜米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」としてまとめた。
平成 20 年 8 月	住宅及び関連施設が閉鎖
平成 21 年 4 月	米海軍厚木航空施設司令部と上瀬谷通信施設などを対象とした「災害対応準備及び災害救援の共同活動に関する覚書」を締結
平成 23 年 1 月	在駐による警備が一部巡回による警備に変更
平成 23 年 3 月	「横浜米軍施設返還跡地利用行動計画 ^{注5} 」が改訂
平成 27 年 6 月 30 日	上瀬谷通信施設の全域が返還
平成 27 年 7 月	上瀬谷通信施設の返還後の跡地利用及び返還に伴う課題等について協議し、区民の意見及び要望を関係機関に伝えることを目的に瀬谷区 12 地区連合自治会長等による瀬谷区上瀬谷通信施設返還対策協議会が設置
	国から国有地の立入りの承認を得て、野球場及び通路の利用を開始
	国有地での耕作についても同様に立入りの承認を得て、ウド栽培は平成 29 年 6 月末、露地での耕作は平成 28 年 6 月末までの使用が承認
平成 27 年 10 月 1 日	「旧上瀬谷通信施設公共空地利用管理運営連絡会」を設置し、野球場等の利用を開始
平成 28 年 3 月 28 日	環状 4 号線（上瀬谷地区）約 450 メートルが開通
平成 28 年 4 月	「農業振興ゾーン」と「土地活用ゾーン」からなる「跡地利用ゾーン(案)」を横浜市から地権者へ提示
平成 28 年 10 月	旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会の開催検討への支援協力を国に要望
平成 29 年 3 月	「今後の土地利用検討の進め方」を公表
平成 29 年 11 月 27 日	地権者による「まちづくり協議会」が設立
平成 30 年 5 月 14 日	今後の検討の方向性として「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（まちづくり協議会・横浜市素案）」を公表
令和元年 6 月	横浜市からまちづくり協議会へ土地利用ゾーン案を提示
令和元年 6～11 月	6 月に提示した土地利用ゾーン案をもとに、まちづくり協議会で複数案の土地利用ゾーン案について検討

令和元年 9月	国際園芸博覧会（AIPH）年次総会で、横浜市が 2027 年の国際園芸博覧会開催を申請し、承認された。
令和元年 11月	土地利用ゾーンについて、横浜市とまちづくり協議会で合意
令和元年 12月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」公表
令和 2年 1月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 計画段階配慮書 提出
令和 2年 1～2月	「旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 2年 3月	計画段階配慮書に対する市長意見書 公告
令和 2年 3月	旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 公表
令和 2年 12月～令和 3年 1月	「（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（素案）」に対する市民意見募集の実施
令和 3年 6月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（原案） 公表
令和 3年 6月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価方法書 提出
令和 4年 1月	環境影響評価方法書に対する市長意見書 公告
令和 4年 6月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園基本計画（案） 公表
令和 4年 7月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 事業内容等修正届出書 提出
令和 5年 3月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書 提出
令和 5年 6月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価準備書意見見解書 提出
令和 5年 10月	環境影響評価準備書に対する審査書 公告
令和 5年 11月	（仮称）旧上瀬谷通信施設公園整備事業 環境影響評価書 提出
令和 5年 11月	工事着手届出書 提出

注 1：「横浜市返還施設跡地利用プロジェクト」

市内米軍施設の返還後の跡地は、長期的視点に立って、横浜市のまちづくりや都市基盤整備に活用すべき資産であるとともに、市民のための緑地として確保すべき資産であることに鑑み、これの有効活用を図る検討組織として設置した庁内組織です。

<検討事項>

- (1) 返還跡地の利用に関する市の基本的な方針に関すること
- (2) 返還跡地の利用に関する具体化方針に関すること
- (3) 返還跡地を利用するにあたっての民間、国などの関係機関との連携に関すること
- (4) その他必要と認めた事項に関すること

注 2：「横浜市返還跡地利用構想検討委員会」

返還方針が合意された上瀬谷通信施設、深谷通信所、富岡倉庫地区、根岸住宅地区、小柴貯油施設の跡地利用構想を検討するために、平成 17 年 6 月に設置された学識経験者等を委員（委員長 早稲田大学特命教授 伊藤滋）とする委員会。現地視察を含め、5 回の会議を開催し、検討を行いました。

注 3：「返還施設の跡地利用に関する提言」

横浜市返還跡地利用構想検討委員会での議論をとりまとめたものです。跡地利用の全体テーマを「横浜から始める首都圏の環境再生」とし、これをうけて、旧上瀬谷通信施設の施設別テーマを「農・緑・防災の大規模な野外活動空間」と設定しました。

注 4：「米軍施設返還跡地利用指針」

返還施設の跡地利用に関する提言や、提言に対して実施した市民意見募集の意見を受けて、横浜市としてとりまとめた米軍施設の跡地利用に関する指針です。

注 5：「横浜市米軍施設返還跡地利用行動計画」

米軍施設返還跡地利用指針の具体化に向け、横浜市としての今後の取組方針を明らかにし、跡地利用の具体化を図るためにまとめたものです。施設別行動計画として、旧上瀬谷通信施設は、環状 4 号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指し、共同使用の手続を進めることを行動計画のポイントとしています。なお、本計画は、平成 23 年 3 月に改定しており、環状 4 号線の八王子街道交差箇所早期整備を目指すとともに、民間土地所有者と跡地利用の検討を進めることを行動計画の当面の目標と更新しています。

第2章 事後調査の実施に関する事項

第2章 事後調査の実施に関する事項

2.1 事後調査の考え方

事後調査とは、環境影響が予測されるとして調査・予測・評価を行った環境影響項目に対して、予測・評価の不確実性を補い、環境の保全のための措置の適正な履行状況等を確認することを目的とし、対象事業実施区域及びその周辺の環境調査、工事または施設の状況調査等を実施するものです。

事後調査は、環境影響評価において、環境保全目標は達成するものの、環境に及ぼす影響が比較的大きいと想定された環境影響評価項目、並びに予測・評価項目において、不確実性が大きいと考える環境影響評価項目等を対象として行います。

2.2 評価書で記載した事後調査の項目

事後調査項目として選定した理由、並びに選定しなかった理由は、表 2.1 に示すとおりです。

表 2.1(1) 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
温室効果ガス	温室効果ガス	建設機械の稼働	×	工事中の温室効果ガスは、建設機械や工事用車両のアイドリングストップ徹底やエネルギー効率の高い低燃費の機種（車種）の使用等の環境保全措置によって、温室効果ガス（二酸化炭素）排出量を可能な限り抑制できると考えられることから、選定しません。
		工事用車両の走行	×	
生物多様性	動物	建設行為等	×	本事業の工事に伴う動物・植物・生態系への直接的影響はありません。また、対象事業実施区域に隣接する瀬谷市民の森等を生息・生育環境とする動物・植物・生態系への間接的な影響の程度は小さいため、選定しません。
	植物	建設行為等	×	
	生態系	建設行為等	×	
水循環	湧水の流量	建設行為等	○	和泉川の湧水は、影響予測に不確実性があると考えられるため、選定します。 なお、堀谷戸川の湧水は本事業の対象事業実施区域外に分布しており、堀谷戸川の集水域は対象事業実施区域外にも広がっていることから、本事業による堀谷戸川への影響は小さいと予測されるため、選定しません。
廃棄物・建設発生土	産業廃棄物	建設行為等	×	工事中の産業廃棄物については、産業廃棄物管理表により管理を行い適正に処理します。 建設発生土について、場内利用を行うとともに、場外へ搬出する建設発生土については、他の工事現場等の受入先での有効利用を行い、それ以外は、横浜市の指定処分場で埋め立てに用いる計画です。 以上のことから、工事中の産業廃棄物及び建設発生土は、適正に管理し、処理することから、選定しません。
	建設発生土	建設行為等	×	
大気質	大気汚染	建設機械の稼働	×	本事業及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う一般大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。 本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う沿道大気環境への影響は小さいと考えられることから、選定しません。
		工事用車両の走行	×	

表 2.1(2) 事後調査項目の選定・非選定の理由（工事中）

環境影響評価項目		環境影響要因	選定	選定した理由・選定しない理由
評価項目	細目			
水質・底質	公共用水域の水質	建設行為等	○	本事業の工事の実施に伴う公共用水域の水質の影響は、予測条件として整理した仮設調整池の諸元、植栽範囲で発生する浮遊物質量 ^{注1} 、仮設調整池での土砂の残留率 ^{注2} 等に不確実性があると考えられるため、選定します。
騒音	騒音	建設機械の稼働	×	本事業及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
		工事用車両の走行	×	本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
振動	振動	建設機械の稼働	○	本事業及び同時期の他事業の建設機械の稼働に伴う振動の影響は、環境保全目標を達成するものの、比較的高い予測値となっているため、予測結果を補完するため、選定します。
		工事用車両の走行	×	本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う道路交通振動の影響は小さいと考えられることから、選定しません。
地域社会	交通混雑	工事用車両の走行	×	本事業及び同時期の他事業の工事用車両の走行に伴う交通混雑の影響は小さいと考えられること、対象事業実施区域周辺の交通状況を勘案し、工事用車両の走行時間や台数の調整を行う等の環境保全措置によってさらに交通混雑の影響は低減できると考えられることから、選定しません。
	歩行者の安全	工事用車両の走行	×	工事中の歩行者の安全性は、工事用車両出入口及び仮設経路出入口に誘導員を配置する等の環境保全措置によって確保できるため、選定しません。
触れ合い活動の場	触れ合い活動の場	工事用車両の走行	×	本事業及び他事業の工事用車両の走行に伴う触れ合い活動の場への著しい影響は生じないと考えられること、工事用車両の出入口付近に、誘導員を配置する等の環境保全措置によってさらに影響を低減できると考えられることから、選定しません。

注1：植生によるSSの除去効果は、植生の種類・状態、降雨条件及び土壌性状などの諸条件によって異なるため、植生によるSSの除去割合の条件には不確実性があると考えられます。

注2：植生通過後の土壌粒子は、裸地から流出される土壌粒子より小さい可能性が考えられ、その場合、仮設調整池での滞留時間経過後の土砂の除去率は、植生通過後の土壌の方が裸地から流出された土壌よりも低く（残留率が高く）なります。

2.3 評価書で記載した事後調査の手法

事後調査の内容は、表 2.2 に示すとおりです。

現地調査を伴う調査は、工事の進捗等を踏まえて実施するため、調査位置、調査時期はその状況に応じて変更する可能性があります。

なお、事後調査の対象として選定しなかった環境影響評価項目についても、環境保全のための措置の実施状況を確認し、選定した項目の事後調査結果とあわせて報告します。

また、工事中の事後調査の結果が環境影響評価の予測結果と大きく異なる場合、すなわち、当初予測できなかった事態が生じ、周辺に著しい影響を及ぼすことが懸念される場合には、必要に応じて関係機関の協力を得て原因の究明や対策の検討を行い、環境保全のための適切な措置を講じます。また、原因の究明や対策の検討にあたっては、必要に応じて、専門家等の意見を踏まえながら、適切に対応します。

表 2.2 事後調査の内容（工事中）

環境影響評価項目		調査項目	調査位置	調査頻度	調査時期	調査方法
評価項目	細目					
水循環	湧水の流量	湧水の流量	和泉川周辺で予測を行った地点（6地点） （図 2.1 参照）	4 季	工事期間全体	「水質調査方法」（昭和 46 年 9 月 環水管 30 号）に定める方法又は容器法とします。
水質・底質	公共用水域の水質	浮遊物質（SS）、水素イオン濃度（pH）	予測を行った地点（仮設調整池の出口 4 地点及び放流先河川 4 地点） ^{注1} （図 2.2 参照）	4 季 （各季 非降雨時及び降雨時の 2 回）	一次整備工事期間全体	「水質調査方法」（昭和 46 年 環水管 30 号）及び「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和 46 年環境庁告示第 59 号）に定められた方法とします。
振動	振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル	居住環境等に近接し、かつ影響が最大と想定される工事敷地境界の 1 地点 （図 2.3 参照）	1 回 （平日 1 日）	工事開始後 6 ヶ月目（工事の最盛期）において、工事時間に前後 1 時間を加えた時間帯	「振動規制法施行規則」（昭和 51 年総理府令第 58 号）及び「振動レベル測定方法」（JIS Z 8735）に定める方法により、振動の状況を確認します。
		建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置	対象事業実施区域内	1 回 （平日 1 日）	上記、現地調査日と同日に実施	工事資料の整理等により確認します。

注 1：仮設調整池 1（堀谷戸川）の排水は堀谷戸川の合流前の南側の支流に放流することから、仮設調整池 1 の放流先河川の事後調査位置は堀谷戸川の南側の支流の合流前の位置とします。

注 2：水循環、水質・底質について、土地区画整理事業と調査地点及び調査時期が重なる場合は、土地区画整理事業の事後調査結果を活用します。

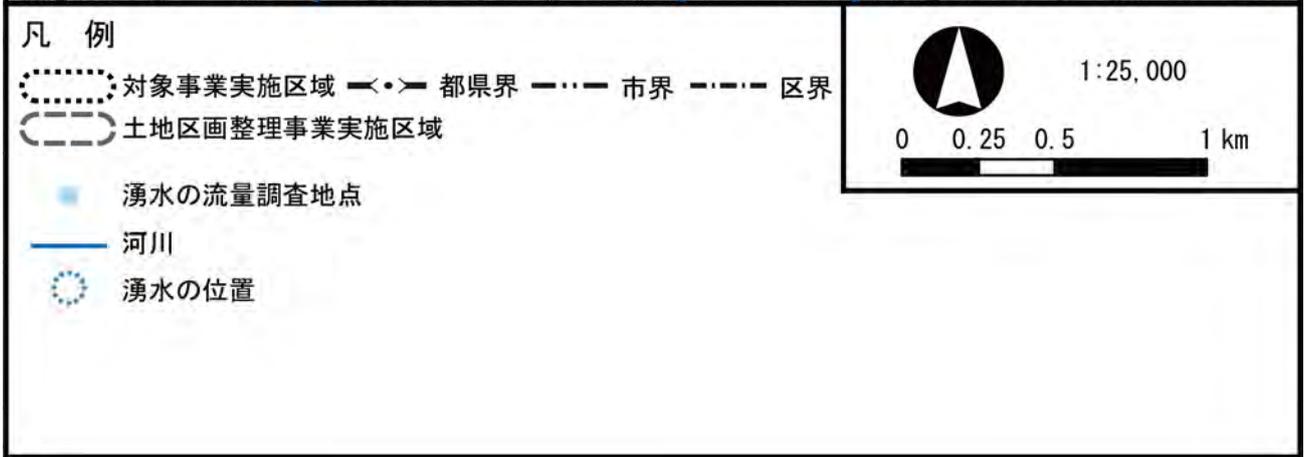
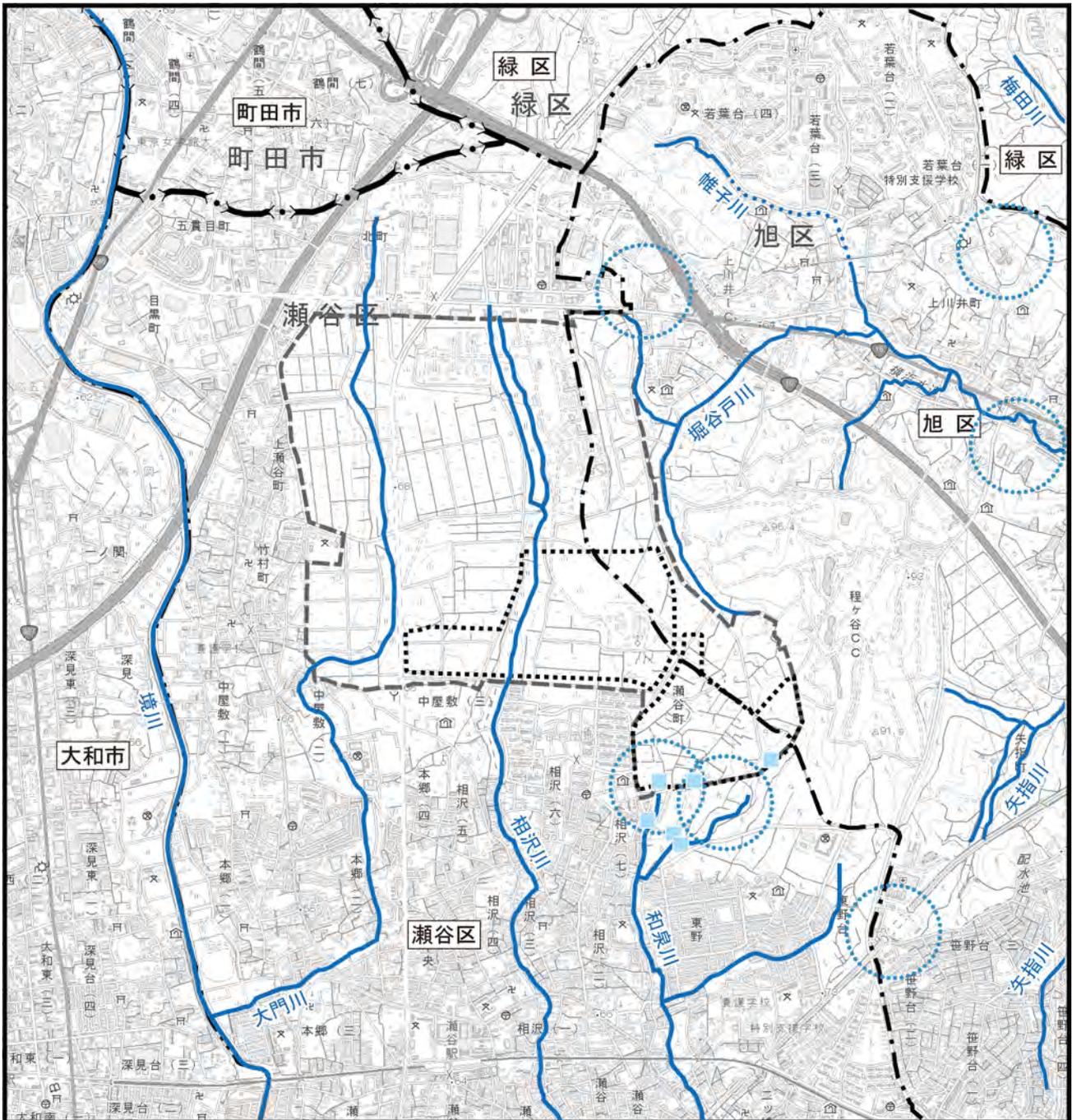


図 2.1 湧水の流量調査予定地点

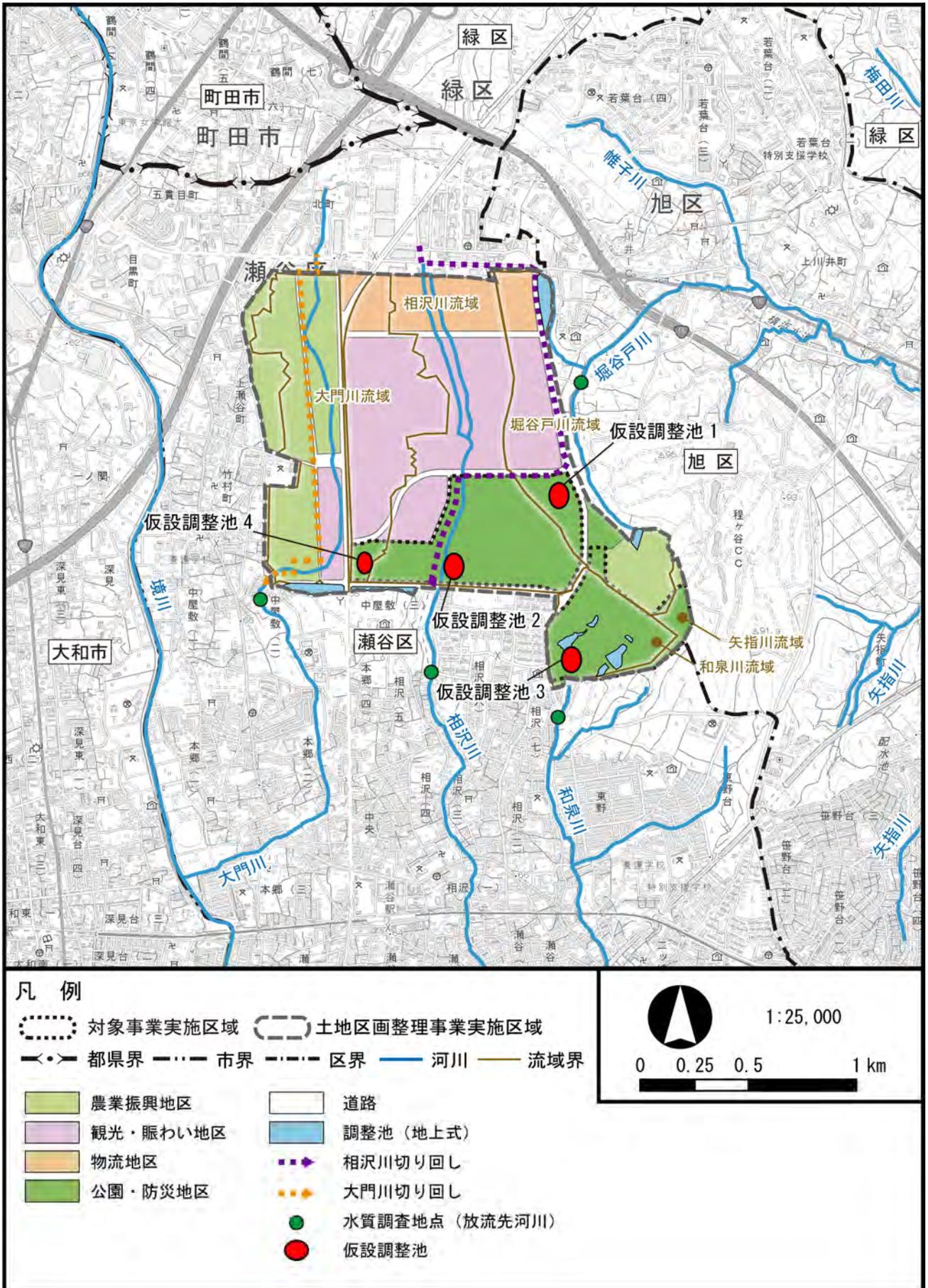


図 2.2 公共用水域の水質調査予定地点

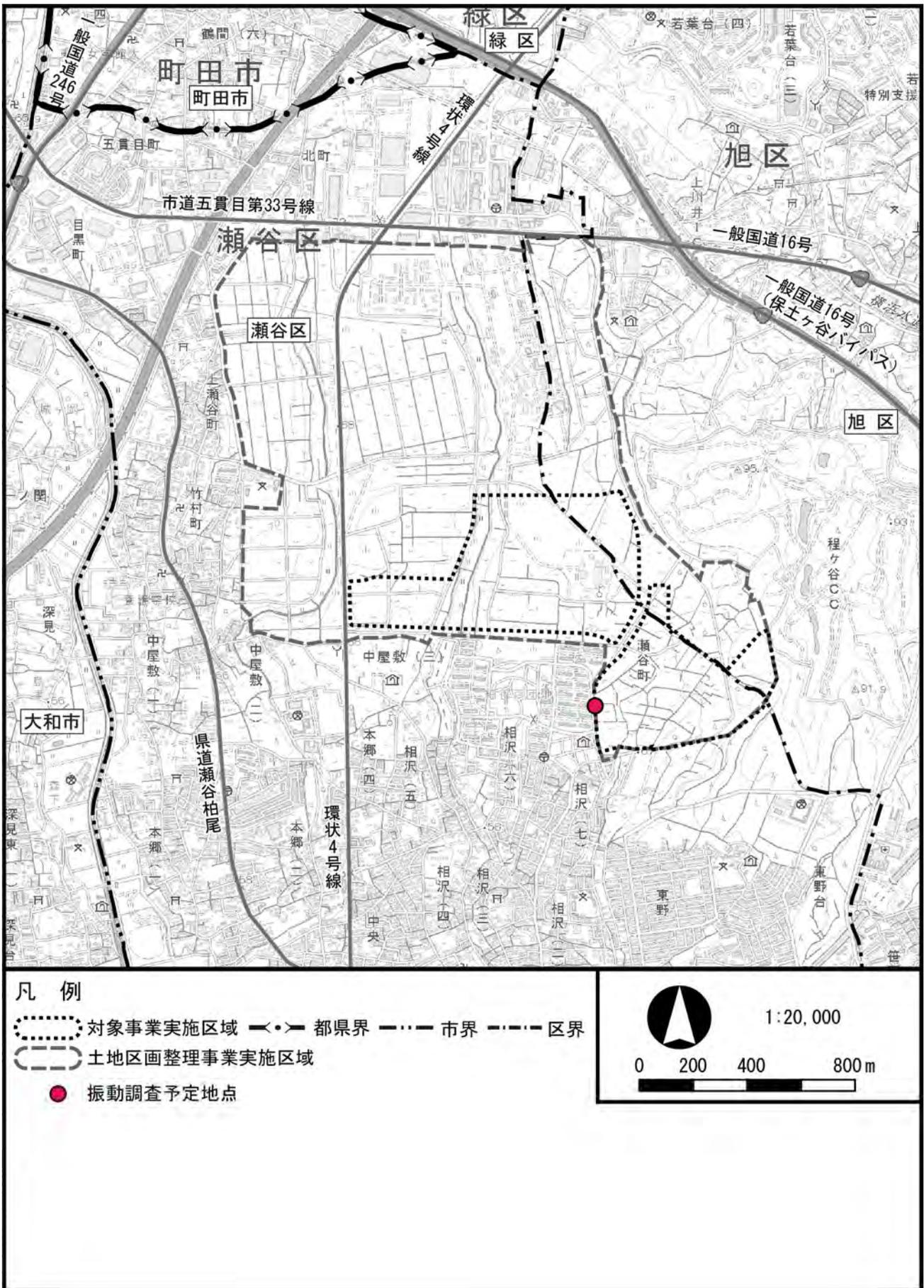


図 2.3 振動調査予定地点

2.4 評価書で記載した事後調査の実施内容に関する事項に検討を加えたもの

令和5年11月に着手届提出後、準備工を行い、基盤整備を令和5年12月に着手しました。土地区画整理事業と工事を効率的に行うよう調整するほか、可能な限り既存樹を原位置保存するなど、現況を維持するエリアをより確保することで、評価書でおおむね40ヶ月を見込んでいた一次整備工事について、38ヶ月で進める予定です。

なお、現況を維持するエリアをより確保することで施工量が評価書の時点から減少すること、工事のピーク時期における施工量は評価書における予測条件の範囲内となることから、評価書に記載した環境影響の予測結果を上回ることにはないと考えます。

また、建設機械の稼働に伴う振動は、基盤整備工事において稼働する建設機械の影響が大きいと考えられることから、振動の事後調査の実施時期は、工事開始後6ヶ月目としていますが、これは本事業の振動の影響が最大となる時期（工事開始後2～6ヶ月目）において、同時期に工事が行われる土地区画整理事業の影響も考慮して決定しています。このように、現地調査は各事業の工事の進捗等を踏まえて、影響が最大となる時期に行うことを原則として実施するため、実施時期は前後する可能性があります。

なお、二次整備工事の工事期間は評価書から変更ありません。

2.5 事後調査の実施時期及び事後調査結果報告書を提出する時期

本事業の工事中の事後調査の実施予定時期及び事後調査結果報告書の提出予定時期は、表2.3に示すとおりです。

本事業の工事は長期にわたるため、工事中の事後調査結果は、一定の事後調査項目や地区等の結果がまとまった段階で、5回に分けて提出する予定です（工事中その1：令和7年6月提出予定、工事中その2：令和9年5月提出予定、工事中その3：令和16年6月提出予定、工事中その4：令和21年6月提出予定、工事中その5：令和26年6月提出予定）。

2.6 事後調査結果報告書の内容

「事後調査結果報告書（工事中その1）」から「事後調査結果報告書（工事中その5）」において報告する内容は、以下を予定しています。

【事後調査結果報告書（工事中その1）】

(1) 事後調査結果

①振動

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

「1.4 工事中に配慮する事項」（p.1-16～1-19参照）に示した項目のうち、振動の実施状況

【事後調査結果報告書（工事中その2）】

(1) 事後調査結果

- ①水循環（湧水の流量）
- ②水質・底質（公共用水域の水質）

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

「1.4 工事中に配慮する事項」（p. 1-16～1-19 参照）に示した全項目の実施状況

【事後調査結果報告書（工事中その3）】

(1) 事後調査結果

- ①水循環（湧水の流量）

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

「1.4 工事中に配慮する事項」（p. 1-16～1-19 参照）に示した全項目の実施状況

【事後調査結果報告書（工事中その4）】

(1) 事後調査結果

- ①水循環（湧水の流量）

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

「1.4 工事中に配慮する事項」（p. 1-16～1-19 参照）に示した全項目の実施状況

【事後調査結果報告書（工事中その5）】

(1) 事後調査結果

- ①水循環（湧水の流量）

(2) 環境の保全のための措置の実施状況

「1.4 工事中に配慮する事項」（p. 1-16～1-19 参照）に示した全項目の実施状況

2.7 事後調査の受託者

事後調査の受託者は、下記のとおりです。

ただし、事後調査の受託者は変更する可能性があります。5回に分けて提出する各事後調査結果報告書に当該事後調査を実施した受託者を記載します。

事後調査の受託者：株式会社 オリエンタルコンサルタンツ

代表取締役社長 野崎 秀則

東京都渋谷区本町三丁目 12 番 1 号 住友不動産西新宿ビル 6 号館

表 2.3 事後調査の想定スケジュール（工事中）

工事工程等		工事経過年数	累計年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	備考		
		年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27			
整備スケジュール	一次整備工事	西地区		■	■	■	■																					
		中央地区		■	■	■	■																					
		東地区		■	■	■	■																					
		北地区		■	■	■	■																					
	二次整備工事	西地区							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■		地区全面供用開始予定
		中央地区							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	地区全面供用開始予定
		東地区							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	地区全面供用開始予定
		北地区							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	地区全面供用開始予定
主な工事の内容	一次整備工事	基盤整備		■	■	■	■																					
		植栽工		■	■	■	■																					
		設備工		■	■	■	■																					
		園路広場整備工				■	■	■																				
		施設整備工				■	■	■																				
		建築				■	■	■																				
	二次整備工事	基盤整備							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		植栽工							■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		設備工									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		園路広場整備工									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
		施設整備工									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
建築									■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■			
事後調査の実施時期	水循環	湧水の流量		■	■	■	■																				調査時期: 工事期間全体 調査頻度: 4季	
		公共用水域の水質		■	■	■	■																					調査時期: 一次整備 工事期間全体 調査頻度: 4季、各季2回
	振動	建設機械の稼働に伴う振動レベル		■	■	■	■																					ピーク想定時期: 工事開始後6ヶ月目 調査頻度: 1回(平日1日)
		建設機械の稼働台数・概ねの稼働位置		■	■	■	■																					調査時期: 建設機械の稼働 (に伴う振動レベル)同日 調査頻度: 1回(平日1日)
環境の保全のための措置の実施状況			■	■	■	■																						
事後調査結果報告書をとりまとめ、提出する時期																												
				■	■	■	■																					